

全国社会保険委員会連合会

会 報

平成27年10月 第28号



精進峠から望む富士山（山梨県）

全国社会保険委員会連合会 第23回定期総会 開催報告

平成27年6月12日(金)、全国社会保険委員会連合会第23回定期総会がホテルゆうほうと(品川区西五反田)において開催されました。

林会長の開会の挨拶に続き、ご来賓の厚生労働省年金局事業企画課課長補佐 梶谷賢司様、厚生労働省保険局保険課課長補佐 佐々木功様、日本年金機構本部サービス推進部長 上野太美夫様、全国健康保険協会理事 吉森俊和様よりご挨拶をいただきました。議事に入り、平成26年度事業報告として、①各都道府県社会保険委員会連合会との連携強化(「Eメール連絡網構築済み35県)、②関係機関との連携、③ブロック会議の開催支援、④(一財)全国社会保険共済会からの支援を受けて「年金シニアライフセミナー」を16都府県34会場で実施(受講1241名)、⑤『全国社会保険委員会連合会会報』の配付(10万7000部)、⑥2014年版『年金(健康保険)委員必携』の監修・購入取りまとめ(1万8124部)が報告されました。

平成27年度事業計画については、①各社会保険委員会(連合会)の活動が円滑に実施できるよう厚生労働省年金局、日本年金機構、全国健康保険協会に連携の強化等を要望していくこと、②ブロック会議の開催支援、③「年金シニアライフセミナー」の開催支援等、④『全国社会保険委員会連合会会報』の発行、⑤2015年版『年金(健康保険)委員必携』の監修等が提案され、平成27年度予算案とあわせ、両議案とも承認されました。

また、今定期総会においては、任期満了に伴う役

員の改選が行われ、理事・監事が選出されました。引き続き理事会が開催され、会長、副会長、常務理事の選任が行われました。

林会長挨拶(要旨)



全国社会保険委員会連合会 林会長

本日は、皆様には大変お忙しい中、遠路ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、厚生労働省、日本

年金機構ならびに全国健康保険協会からもご出席をいただきました。第23回定期総会を開催することができ、心から感謝申し上げます。

さて、わが国の経済状況は、緩やかな回復傾向が持続し、本年の春闘では昨年をやや上回る賃上げが実現した企業が増加、雇用環境の改善も続き、名目雇用者報酬は一段と増加する見込みといわれております。一方、中小企業においては、企業格差あるいは地域格差が大きいともいわれ、依然として楽観できる状況にはないのではと思っております。そのような中で、当連合会の事業実施ならびに委員活動の活性化に格段のお力添えを賜っておりまして厚く御礼申し上げます。

厚生労働省年金局におかれましては、毎年、年度当初に「年金委員の重点的な活動内容等について」を日本年金機構に通知され、日本年金機構本部はこ

の通知を受け、「平成27年度地域年金展開事業ガイドライン」の中で「年金委員活動支援事業の取組方針」について各ブロック本部、各年金事務所へ通知されたところであり、また、各年金事務所では「総務課」が置かれ、これにより、年金委員活動に対する各年金事務所の支援・協力もさらに充実強化されるものと期待をいたしております。

このたびの悪意による年金情報流出事案は、日本年金機構は被害者ではありませんが、年金制度全体への信頼回復途上のものであり、誠に残念であります。再発防止に向けた情報セキュリティとガバナンスの管理体制の徹底を願っております。

厚生労働省保険局からは、本年も健康保険委員に対する大臣表彰を予定されておられ、当連合会に協力要請があり、先般各県連合会へお知らせいたしました。各県の皆様におかれても趣旨ご理解のうえ積極的に推薦、ご協力をお願いします。全委連といたしましても、今後とも各社会保険委員会・連合会の活動が円滑にできるよう皆様方のご意見をいただき、関係機関とも連携を図り積極的に対応してまいります。

社会保険事業を取り巻く諸事情は、たび重なる制度改正等で難しい状況ではありますが、このようなときこそ年金委員・健康保険委員の力を結集して、今後とも社会保険事業の円滑な運営に寄与したいものと考えております。皆様方のさらなるご尽力をお願いし、また、厚生労働省をはじめ、日本年金機構ならびに全国健康保険協会等関係団体のさらなるご指導ご支援をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

来賓挨拶 (要旨)

厚生労働省年金局挨拶



厚生労働省年金局
事業企画課課長補佐
梶谷 賢司 様

年金委員の皆様
方におかれましては、日頃から公的年金事業の円滑な推進および制度の普及啓発にご尽力をいただいていることに対し、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

例年であれば、年金委員の皆様における具体的な活動に感謝申し上げ、順次施行されてまいります制度改正の周知・啓発や、その他当該年度における重点的な活動内容への協力やご支援をお願いして、ご挨拶に代えさせていただいているところでございますが、このたびは、日本年金機構が保有する個人情報の一部が、外部からの不正アクセスによって、外部に流失した事案につきまして、お話しさせていただかなければならなくなりました。

塩崎厚生労働大臣も記者会見や厚生労働省のホームページ上、あるいは国会での答弁の中で、何度も申し上げていることでございますが、今回の事案に関しまして、年金事業の運営に責任を持ち、日本年金機構を監督する立場の厚生労働省として、国民の皆様にご心配をおかけしていることにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

また、今回の不正アクセスによって、国民の皆様の年金に影響が出ないよう、皆様の年金を守るとい

ことを最優先に考え、特になりすまし被害などの2次被害が発生しないよう、厚生労働省と日本年金機構は組織の全力を挙げて万全を期してまいります。そのうえで、今回の事案の原因究明と再発防止に取り組んでいく所存でございます。6月4日に、外部有識者で構成される「日本年金機構不正アクセス事案検証委員会」が設置されており、できるだけ早い時期に、原因究明と再発防止に関する報告とご意見がいただけるものと考えております。

今回の不正アクセス事案を受けて、日頃、年金事業運営にご支援・ご協力をいただいている貴連合会、地域の社会保険委員会ならびに連合会、そして全国の年金委員の皆様様の活動にも影響があるものと思っております。特に、今回の事案を受けてのなりすまし被害防止のための方策に関しまして、全国の年金委員の皆様にご協力を願う場面が多々出てくるものと考えております。年金委員の皆様におかれましては、職場内あるいは地域住民の皆様との身近な相談役・広報役として、ぜひともご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

厚生労働省保険局挨拶



厚生労働省保険局
保険課課長補佐
佐々木 功 様

本日ご列席いただいております皆様方におかれましては、日頃より、社会保険事業の円滑な運営に多大なご

協力を賜り、この場をお借りして感謝申し上げます。私からは、医療保険制度に関する最近の動向につ

いて、お話しさせていただきます。まず、5月末に成立しました医療保険制度改革関連法については、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずることを目的としたものであります。

主な事項を申し上げますと、①国保への財政支援の拡充、国保運営の都道府県化、②後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、③被用者保険の標準報酬月額の上限見直し、④協会けんぽの国庫補助率の安定化として「当分の間16・4%」とすること、また、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる、といった内容になっております。今回の改正によりまして、持続可能な医療保険制度を構築する礎ができたものと思っております。

次に、健康保険委員制度の関係ですが、昨年度より法令上も制度化し、第1回目の健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰についても実施できたところで、皆様のご協力のおかげで、昨年度は25名の健康保険委員の方々に表彰状を伝達させていただきましたことができました。今後、国の重要課題である特定健診・特定保健指導の推進、ジェネリック医薬品の使用促進、データヘルス計画の着実な実施という目的を達成するにあたっては、保険者および事業主の役割もさることながら、健康保険委員のご協力がますます必要となることから、この大臣表彰が一層活躍されるための一助となればと考えております。今年度の大表彰につきましましては、現在、協会支部において被表彰候補者の選考をいただいているところであり、表彰時期

は昨年と同様に11月を予定しておりますので、引き続きご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

次にデータヘルスの関係ですが、医療保険者におかれましては、昨年度1年かけてデータヘルス計画を策定し、今年度より事業実施いただくことになっております。協会けんぽにおいては、①特定健診・特定保健指導の推進、②事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み、③重症化予防対策、を基本事項と位置づけ、これら3点を必須項目として、計画を策定していると承知しております。また、各支部が策定しているデータヘルス計画では、上位目標の傾向として、メタボリックシンドローム、高血圧、糖尿病など生活習慣病対策を上位目標に掲げた支部が多く、約75%とのことです。

協会けんぽの取組みに関しても、皆様方のご協力を引き続き賜りますようお願いするとともに、それぞれの事業所での取組みにも期待したいと考えております。

日本年金機構挨拶



日本年金機構本部長
上野 太美夫様

年金委員の皆様におかれましては、日頃から政府管掌年金制度の普及と事業の円滑な運営に多大なご協力、

ご尽力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、このたびは、ウィルスメールによる不正アクセスにより当機構が保有しております情報の一

部が流失しましたことに関し、皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしまして、心よりお詫び申し上げます。

すでに新聞等で公表しておりますように、個人情報報が流失されたお客様には順次お手紙でお知らせをさせていただいており、今月中には個人情報報が流失されたすべてのお客様に対してお知らせが届くよう作業を進めておりますことをあらためてご報告させていただきます。さらに、該当するお客様には、基礎年金番号を変更させていただきます。万全の対処を期す方針で、その準備を早急に進めております。年金委員の皆様におかれましては、今回の件でご相談がありましたら、まずは専用のコールセンターが最寄りの年金事務所へご連絡いただくようお願いください。また、この件で日本年金機構からお客様にお電話や電子メールでお問い合わせすることはございませんので、この点につきましては周知いただけますようお願いいたします。皆様のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

さて、平成27年4月に皆様に展開させていただきました「平成27年度における年金委員の重点的な活動の内容等について」ですが、再度のお願いをさせていただきます。

(1) 「制度改正に関する周知」のお願い

平成27年10月施行予定の「被用者年金制度一元化法」等複数の制度が、今後施行される予定です。詳しくはパンフレットや研修会にてご案内させていただきます。

(2) 「ねんきんネット」等を活用したご自身による年金記録確認の呼びかけのお願い

「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」を活用したご自身による年金記録確認を呼びかけて

いただきたいと思います。

(3) 国民年金保険料関連の制度周知のお願い

後納制度や2年前納制度、保険料免除期間の遡及期間の見直し、第3号被保険者不整合期間の特例追納制度についての周知をお願いします。研修会で詳しくご案内させていただきます。

(4) 適用事業所の事業主様に対する資格取得時における本人確認の徹底のお願い

特に、資格取得時に新規に基礎年金番号を付番する際の住民票上の住所をもとにした住民票コードの収録による本人確認の徹底について、事業主様に周知をお願いします。

(5) 障害年金制度に関する周知のお願い

障害者の方には、ご自身が障害年金の対象になっているかどうか分からない方もいらっしゃるようです。ぜひ、障害年金ガイドをご活用いただき、制度の概要について職場や地域の方々に周知をお願いします。詳細は年金事務所へご誘導ください。

(6) 「ねんきん月間」および「年金の日」における取り組みのご協力のお願い

毎年11月を「ねんきん月間」とし、昨年からは11月30日を「いいみらい」という語呂合わせで「年金の日」を創設しました。この時期には集中的に企業や地域において制度説明会等の周知活動をお願いしたいと考えています。ご協力いただける組織がございましたら、年金事務所にお知らせ・お問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

最後に、わが国の公的年金制度は「世代と世代の支え合い」といわれるように、若い世代が高齢者世代を支える仕組みとなっております。しかしながら、若

い世代の公的年金制度への理解は未だ十分とはいえない状況です。そこで、平成24年度よりスタートしました「地域年金展開事業」をより強力に推進し、地域に根ざした活動を通じて、公的年金制度の周知、啓発活動を強力に推進してまいりる所存でございます。引き続き皆様からの厚いご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

全国健康保険協会挨拶



全国健康保険協会
理事
吉森 俊和様

本日ご列席の各都道府県社会保険委員会連合会の皆様方、そして健康保険委員の皆様方には、日頃から協会けんぽの事業につきまして多大なご支援・ご協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

私ども協会けんぽは、早いもので7年目を迎え、本年4月時点で中小企業等の176万事業所で働く従業員とご家族、そして事業主の皆様、約3650万人の加入者からなる日本最大の医療保険者です。協会発足直後にはリーマンショック等の経済情勢の悪化による影響を受け、平成24年度には全国平均で10%の保険料率となり、加入者や事業主の皆様に変なご負担をいただく状況となりました。そこで、皆様からの切実な声を政府や関係各方面に届けるために、全国各地の社会保険委員会連合会の皆様のご協力もいただき、署名活動や全国大会の開催など積極的に取り組みました。

その結果、協会けんぽの医療費に対する国庫補助率16・4%の特例措置が平成26年度末を期限として、さらに2年間延長されるという暫定対応がなされました。そして、昨年度は財政基盤の強化、安定化のために暫定特例措置ではなく20%の恒久措置を強く要望し、再度皆様にご協力いただき、全国47都道府県で「支部別大会」、そして11月には「第2回全国大会」を開催いたしました。全国社会保険委員会連合会からも江原副会長にご来賓として出席いただき、大変盛会で有意義な大会となりました。終了後には厚生労働省まで集団行進を行いました。政府および多くの国会議員の先生方に対し強く要請活動を展開しました。

5月27日に可決、成立しました医療保険制度改革関連法の中で、協会けんぽの国庫補助率については目標である20%には届きませんでした。現行の16・4%という補助率が平成27年度以降において期限の定めのない形で維持されることとなり、協会の財政基盤の安定化が図られることとなりました。加入者・事業主の皆様をはじめ、本日お集まりの各都道府県連合会の皆様、そして健康保険委員の皆様方の多大なご支援ご協力をいただいた賜物であり、この場をお借りしてあらためて厚く御礼申し上げます。

今年度以降は、協会けんぽの設立趣旨である都道府県単位での保険者機能の発揮をより強化すべく、医療の質の向上、医療費の適正化、そして加入者の皆様の健康度を高めることなどを重点課題として取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、協会けんぽの各支部が地域の実情を踏まえ、レセプトデータを活用し策定したデータ

ヘルス計画の推進強化を図り、「特定健診及び特定保健指導の受診率の向上やジュネリック医薬品の使用率の向上強化」のほか、「事業主の皆様とともに健康づくり意識の醸成を目指す取組み、いわゆるコラポヘルス」や「生活習慣病の重症化予防対策」等の推進活動を強化してまいりたいと思っております。

地域医療提供体制においては、昨年6月「医療介護総合確保推進法」で改正された医療法により、新たに各都道府県で「地域医療構想」が策定され、構想区域ごとに設けられる地域医療構想調整会議の協議に医療保険者が参画することとなりました。そして、各都道府県が医療計画を策定・変更する際には、医療保険者が都道府県ごとに組織する保険者協議会の意見を聴くことも義務づけられました。

このことは、今後の地域医療提供体制の中で医療保険者の役割のあり方として、協会けんぽ加入者の皆様の利益実現に向け、地域医療のありようをよりよいものにできる大きなチャンスと捉えております。加入者の皆様の代理として積極的に協議に参画し、これまで以上に意見発信を行い、地域医療構想に意見を反映させ、地域医療が皆様にとってよりよいものとなるよう努力してまいりたいと考えております。

一方で、協会けんぽがどのように保険者としての役割を十分に発揮していくためには、加入者・事業主の方々とのパイプ役として多くの健康保険委員の皆様のお力添えが必要であり、その役割はますます重要になると考えております。本日お集まりの各都道府県連合会の皆様におかれましても、引き続き協会けんぽへの熱いご支援ご協力を賜りたいと存じます。

全国社会保険 委員会連合会

役員

(平成27年9月1日現在)



副会長
北海道社会保険委員会
連合会会長
井川 康治



会長
東京都年金委員会
連合会会長
林 秀夫



副会長
福岡県社会保険委員会
連合会会長
小野 靖史



副会長
高知県社会保険委員会
連合会会長
中島 敏彦



副会長
大阪府社会保険委員会
連合会会長
金子 千万利



副会長
愛知県社会保険委員会
連合会会長
村井 茂樹



副会長
埼玉県社会保険委員会
連合会会長
江原 靖幸



理事
和歌山県社会保険委員会
連合会会長
春名 勝



理事
岐阜県社会保険委員会
連合会会長
内藤 哲男



理事
新潟県社会保険委員会
連合会会長
野瀬 邦生



理事
宮城県社会保険委員会
連合会会長
渡邊 守



常務理事
学識経験を有する者
増田 勝



監事
(一社)全国社会保険
協会連合会常務理事
藤田 信明



監事
群馬県社会保険委員
連合会会長
横堀 宏之



理事
(一財)社会保険協会
常務理事
伊藤 秀



理事
鹿児島県社会保険委員
連合会会長
有村 忠洋



理事
岡山県社会保険委員
連合会会長
本後 博史

日本年金機構と協会けんぽから、社会保険委員の皆様へ

日本年金機構から

「被用者年金一元化法」が施行されました

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により、平成27年10月1日から、これまで厚生年金と3つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されました。

平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払いは従来どおり、厚生年金被保険者期間分については日本年金機構、共済組合等加入者期間分については各共済組合等で行いますが、届書等※は日本年金機構（年金事務所）または各共済組合等のどの窓口でも受付します（ワンストップサービス）。

※平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限り、障害給付の届書等、一部の届書を除きます。

●年金相談に関する変更事項

共済組合等が管理する年金記録のうち、平成27年10月以降に厚生年金の受給権が発生した被保険者および受給者の方は、年金事務所でも年金相談が可能になります。

（注）相談が可能となるのは厚生年金に限り、共済年金に関する相談は行えません。

また、共済組合等が支払う厚生年金について行うことができる相談内容は、受給者記録に関する照会、被保険者記録に関する照会、年金の受給資格の有無に関する照会です。

昭和12年4月1日以前に生まれた方

「70歳以上被用者該当届」提出のお願い

被用者年金一元化に伴い、平成27年10月1日以降、70歳以上被用者の届出対象外とされていた昭和12年4月1日以前に生まれた方についても、賃金と年金額に応じた在職支給停止の対象となり、「70歳以上被用者該当届」の提出が必要となります。

注 昭和12年4月1日以前生まれで、平成27年9月30日以前から引き続き勤務している方にかかる70歳以上被用者該当届については、備考欄に「平成27年9月30日以前より継続」と記載したうえで、該当年月日を「平成27年10月1日」としてご提出ください。

10年後納制度が終わり、「5年後納制度」が始まりました

過去10年間の国民年金保険料の未納期間等を納めることができる後納制度が平成27年9月30日で終了し、新たに過去5年間に未納となっている期間を納付できる制度（5年後納制度）が10月から始まりました。

ただし、5年後納制度の保険料加算額は、10年後納制度の加算額よりも高額になります。また、10年後納については、すでに平成27年度中に承認がされている方に対しお知らせを送付していますが、お問い合わせがあった場合は、国民年金保険料専用ダイヤル（0570-011-050）またはお近くの年金事務所へご案内ください。

支部ごとに行う「データヘルス計画」推進 についてご協力ください

少子高齢化や経済情勢の変化に対応しながら、世界に誇れる国民皆保険制度を持続させていくため、協会けんぽおよび健康保険組合では、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る目的で「データヘルス計画」を作成し、実施しています。

協会けんぽでは、被用者保険の持つ強みや地域の特性を踏まえ、支部ごとに取り組みを行っており、例えば、広島支部では事業所の健康度を「見える化」できる「ヘルスケア通信簿[®]※1」の提供、大分支部では「一社一健康宣言※2」事業など、事業所の健康意識の向上を図る取り組みを行っています。しかしながら、これらは加入者・事業主の皆様のご協力をいただくことで実行に移すことのできるものです。協会けんぽが日本最大の医療保険者としての役割をさらに発揮するためには、加入者・事業主の皆様とのパイプ役としての健康保険委員のお力添えが必要であり、今後その役割はますます重要になると考えています。

そのような健康保険委員の皆様のご尽力に対して、協会けんぽでは、今年度で2度目となる健康保険委員功労者厚生労働大臣表彰をはじめとした表彰制度を通し、日頃の感謝を表させていただくこととしております。引き続き協会けんぽ事業に対するご協力をお願いいたします。

※1 事業所ごとの健康度・健康課題を見える化した「ヘルスケア通信簿」を参考に、事業主に対して具体的な保健事業を企画・ご提案します。

※2 会社から従業員へ「健康宣言」をしていただき、様々な健康活動の機会をご提供します。宣言いただいた会社名は、ホームページで公開しています。

年金委員（職域型）・健康保険委員委嘱者数

（年金委員は平成27年4月1日、健康保険委員は平成27年7月1日現在）

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	4,650人	5,000人
2	青森	1,488人	1,413人
3	岩手	2,282人	1,952人
4	宮城	2,512人	2,670人
5	秋田	1,466人	1,348人
6	山形	1,758人	2,003人
7	福島	2,238人	2,099人
8	茨城	2,320人	2,362人
9	栃木	1,902人	1,491人
10	群馬	1,964人	1,454人
11	埼玉	2,885人	1,644人
12	千葉	2,649人	1,142人
13	東京	6,678人	4,902人
14	神奈川	3,346人	1,036人
15	新潟	4,434人	1,805人
16	富山	2,359人	2,090人
17	石川	1,389人	1,614人
18	福井	1,779人	1,781人
19	山梨	1,296人	1,256人
20	長野	4,320人	1,858人
21	岐阜	2,336人	1,332人
22	静岡	5,561人	1,366人
23	愛知	5,175人	9,796人
24	三重	1,627人	1,256人
25	滋賀	1,228人	1,064人
26	京都	1,123人	1,366人
27	大阪	3,991人	1,835人
28	兵庫	2,438人	1,527人
29	奈良	887人	929人
30	和歌山	1,079人	848人
31	鳥取	1,063人	1,588人
32	島根	1,063人	1,141人
33	岡山	3,450人	2,996人
34	広島	3,913人	3,755人
35	山口	2,242人	1,793人
36	徳島	1,204人	915人
37	香川	2,528人	2,416人
38	愛媛	2,671人	2,644人
39	高知	1,273人	923人
40	福岡	5,143人	2,641人
41	佐賀	1,544人	1,393人
42	長崎	1,604人	1,475人
43	熊本	2,210人	2,300人
44	大分	1,554人	1,289人
45	宮崎	2,309人	1,949人
46	鹿児島	1,743人	1,429人
47	沖縄	1,256人	1,629人
	合計	115,930人	94,515人